

「Coincheckつみたて利用規約」新旧対照表

下線部変更

(2020年3月3日)

現 行	変更後
<p>第4条(申込方法)</p> <p>1. お客様が本サービスをご利用するためには、あらかじめ当社が定める「Coincheck利用規約」に基づき、登録ユーザーとして登録され、ユーザー口座を開設している必要があります。</p> <p>2. お客様は、当社所定の手続に従って、本サービスの申込みを行い、本サービスのための口座（以下「積立口座」といいます。）を開設するものとします。</p> <p><u>【追加】</u></p>	<p>第4条(申込方法)</p> <p>1. お客様が本サービスをご利用するためには、あらかじめ当社が定める「Coincheck利用規約」に基づき、登録ユーザーとして登録され、ユーザー口座を開設している必要があります。</p> <p>2. お客様は、当社所定の手続に従って、本サービスの申込みを行い、本サービスのための口座（以下「積立口座」といいます。）を開設するものとします。</p> <p><u>3. お客様は、本項各号のプランのいずれかを事前に選択するものとします。</u></p> <p><u>(1) 毎月購入プラン（月イチつみたてプラン）</u></p> <p><u>※2020年3月2日以前に提供しているサービスも該当します。</u></p> <p><u>(2) 毎日購入プラン（毎日つみたてプラン）</u></p>
<p>第5条(指定仮想通貨の買付け)</p> <p>1. お客様は、毎月当社の定める日（以下「<u>買付日</u>」）といいますが、<u>当社が定める範囲の金額・単位で、指定仮想通貨の買付けを行うよう指定することができます。</u></p> <p>2. <u>当社は、お客様の指定に従い、毎月買付日に当該指定仮想通貨の買付けを行います。</u>ただし、本項各号のいずれかに該当する場合は、当該月については指定仮想通貨の買付けは行わないものとします。</p> <p>(1) 指定金融機関口座の残高が引落とし時点で買付金の合計に満たなかったとき</p> <p>(2) 指定金融機関での引落とし請求が金融機関に</p>	<p>第5条(<u>毎月購入プランの</u>指定仮想通貨の買付け)</p> <p>1. お客様は、毎月当社の定める日（以下「<u>毎月買付日</u>」）といいますが、<u>指定仮想通貨を買付けする金額を当社が定める範囲で指定することができます。</u></p> <p>2. <u>当社は、お客様の指定に従い、当社仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所がシステム障害や安定的な価格提示ができない等により取引を停止している場合を除き、毎月買付日に当該指定仮想通貨の買付けを行います。</u>ただし、本項各号のいずれかに該当する場合は、当該月については指定仮想通貨の買付けは行わないものとします。</p>

より拒否されたとき

3. 原則として、指定金融機関口座から買付金が引落された後、収納代行業者から当社銀行口座への入金を確認できた日に、買付が行われます。

4. 買い付けた仮想通貨は、お客様の積立口座にその数量が表示され、積立口座内の仮想通貨の売却及び送受信を行うことはできません。お客様は、積立口座における仮想通貨をユーザー口座へ振替をすることで、当該仮想通貨を売却することができます。

【追加】

(1) 指定金融機関口座の残高が引落とし時点で買付金の合計に満たなかったとき

(2) 指定金融機関での引落とし請求が金融機関により拒否されたとき

3. 原則として、指定金融機関口座から買付金が引落された後、収納代行業者から当社銀行口座への入金を確認できた日に、買付が行われます。

4. 買い付けた仮想通貨は、お客様の積立口座にその数量が表示され、積立口座内の仮想通貨の売却及び送受信を行うことはできません。お客様は、積立口座における仮想通貨をユーザー口座へ振替をすることで、当該仮想通貨を売却及び送信することができます。

第6条(毎日購入プランの指定仮想通貨の買付け)

1. お客様は、当社の定める期間(以下「買付期間」といいます。)に指定仮想通貨を毎日購入する金額の総額を当社の定める範囲で指定することができます。

2. 当社は、原則として、お客様の指定に従い、当社仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所がシステム障害や安定的な価格提示ができない等により取引を停止している場合を除き、以下の計算式で算出した買付金額で指定仮想通貨の買付けを買付期間中毎日行います。計算は1円単位までとし、残額については、買付期間最終日に加算して買付けを行います。

買付金額＝お客様指定の総額÷買付期間日数
ただし、本項各号のいずれかに該当する場合は、当該買付期間については指定仮想通貨の買付けは行わないものとします。

(1) 指定金融機関口座の残高が引落とし時点で買付金の合計に満たなかったとき

(2) 指定金融機関での引落とし請求が金融機関により拒否されたとき

3. 原則として、指定金融機関口座から買付金が引落された後、収納代行業者から当社銀行口座への入金を確認できた日に、最初の買付けが行われ、次の買付期間開始日の前日に最後の買付けが行われます。

4. 買い付けた仮想通貨は、お客様の積立口座にその数量が表示され、積立口座内の仮想通貨の売却及び送受信を行うことはできません。お客様は、積立口座における仮想通貨をユーザー口座へ振替をすることで、当該仮想通貨を売却及び送信することができます。

第6条 (取引履歴)

お客様は、本サービスによる仮想通貨の買付結果については、お客様の積立口座内「買付履歴」から確認することができるものとし、当社から都度お客様への電子メール等による通知は原則として行わないものとします。

第7条 (申込内容の変更)

第8条 (選定仮想通貨の除外)

第9条 (本サービスの停止・再開等)

2. 指定金融機関口座からの引落としの後に、お客様が第1項第4号又は第5号のいずれかに該当した場合、積立は実施されません。この場合、当社は引き落とされた金銭をお客様のユーザー口座に移動することができるものとします。

第10条 (解約)

2. 指定金融機関口座からの引落としの後に、前項

第7条 (取引履歴)

お客様は、本サービスによる仮想通貨の買付結果については、お客様の積立口座内「買付履歴」から確認することができるものとします。

第8条 (申込内容の変更)

第9条 (選定仮想通貨の除外)

第10条 (本サービスの停止・再開等)

2. 指定金融機関口座からの引落としの後に、お客様が第1項第4号又は第5号のいずれかに該当した場合、当社は買付けを停止し、積立口座にある金銭をお客様のユーザー口座に移動することができるものとします。

第11条 (解約)

2. 指定金融機関口座からの引落としの後に、前項

の各号のいずれかに該当した場合、積立は実施されません。この場合当社は、引き落とされた金銭をお客様のユーザー口座に移動することができるものとします。

第11条(その他)

1. お客様は、引落日から買付日までの間に価格の変動が生じうることを了解し、当該変動を理由として異議を申し立てないことを、あらかじめ承諾するものとします。

第12条(本規約等の変更)

2019年11月6日

の各号のいずれかに該当した場合、当社は買付けを停止し、積立口座にある金銭をお客様のユーザー口座に移動することができるものとします。

第12条(その他)

1. お客様は、引落日から毎月買付日又は買付期間開始日までの間に価格の変動が生じうることを了解し、当該変動を理由として異議を申し立てないことを、あらかじめ承諾するものとします。

第13条(本規約等の変更)

2020年3月3日